自由提案型優良住宅部品認定基準
Certification Standards for Quality Housing Components

断熱改修用内装パネル（壁・天井）ユニット
(BL-bs)

Heat-insulating interior units for renovation

BLFS NU:2013

２０１３年４月３０日公表・施行

一般財団法人 ベターリビング

目　　次

自由提案型優良住宅部品認定基準

断熱改修用内装パネル（壁・天井）ユニット（BL-bs）

自由提案型優良住宅部品認定基準
断熱改修用内装パネル（壁・天井）ユニット（BL-bs）

Ⅰ．総則

1. 適用範囲

住宅の断熱改修に用いる、壁パネルユニット及び天井パネルユニットで、より良い社会の実現を先導する特長（環境の保全に寄与）を有するものに適用する。

2. 用語の定義

a）パネル面材：パネルを成すための面材をいう。
b）断熱パネル：パネル面材に断熱材を一体的に成形して断熱性能を持たせたパネルをいう。
c）壁パネルユニット：既存壁の断熱改修に使用する断熱パネルをいう。
d）天井パネルユニット：既存天井の断熱改修に使用する断熱パネルをいう。
e）固定用材：壁パネルユニット又は天井パネルユニットを、既存壁又は既存天井に固定するための部材(木ねじ、ステープル等)をいう。
f）下地材：壁パネルユニット又は天井パネルユニットを、既存壁又は既存天井に固定するときに使用する部材をいう。
g）見切材：壁パネルユニット及び天井パネルユニットの小口処理に使用する部材をいう。
h）製造場：部品及びそのパーツを製造する場所をいう。
i）取替えパーツ：将来的に交換を想定している構成部品、若しくはその部分又はこれらの代替品をいう。
j）消耗品：取替えパーツの内、耐用年数が短いものをいう。
k）メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
l）インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

a）構成部品

1）壁パネルユニットの構成部品は、表－1による。

表－1　壁パネルユニットの構成部品

構成部品名	構成の別(注)	備考
パネル面材	●	不燃材料、準不燃材料、難燃材料またはその他の材料
断熱材	●	
下地材	●	
見切材	●	
固定用材（木ねじ、ステープル等）	△	
仕上げ材	△	
幅木	△	
廻り縁	△	
寸法・隙間調整材	△	

注)構成の別

●：(必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

2）天井パネルユニットの構成部品は、表 2 による。

表－2　天井パネルユニットの構成部品

構成部品名	構成の別(注)	備考
パネル面材	●	不燃材料、準不燃材料、難燃材料またはその他の材料
断熱材	●	
下地材	●	
見切材	●	
固定用材（木ねじ、ステープル等）	△	
仕上げ材	△	
廻り縁	△	
寸法・隙間調整材	△	

注)構成の別

●：(必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

構成部品の材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、該当するJIS若しくはJAS等の規格に適合したもの、又は、これらと同等の性能を有していることを証明したものとする。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

a）既存壁及び既存天井の調査及び調整

b）壁パネルユニット及び天井パネルユニットの組立及び取付け

c）壁パネルユニット及び天井パネルユニットの調整・検査

d）選択構成部品の取付け及び調整・検査

6. 寸法

a）寸法公差

壁パネルユニット及び天井パネルユニットの寸法公差は、±2㎜とする。

b）寸法要件

断熱パネル寸法

厚さ35㎜以下で、標準寸法は幅910㎜×長さ1,820㎜とする。

Ⅱ．要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

断熱性

壁パネルユニット又は天井パネルユニットは、既存の壁又は天井に増し貼りをすることにより、有意な断熱性能の向上が図られるものであること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

パネルユニットの機械的な抵抗力

壁に使用する断熱パネルは機械的な抵抗力に配慮されたものであること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

仕上がりの安全

人の触れるおそれのある箇所に、バリ、メクレ、突起物等がないこと。

1.2.3 健康上の安全性の確保

ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策が施されていること。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

断熱パネルは、使用箇所に応じて求められる火災に対する安全性が得られるものであること。

1.3 耐久性の確保

a) 湿分に対する耐久性

湿分に対して耐久性を損なうことがないように措置されていること。

b) 熱に対する耐久性

熱に対して耐久性を損なうことがないように措置されていること。

1.4 環境に対する配慮

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 断熱改修用内装パネル（壁・天井）ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮

ライフサイクルの各段階における環境配慮は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a）保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b）無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む。）に応じ、2年以上でメーカーの定める年数とする。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

免責事項

1　住宅用途以外で使用した場合の不具合
2　ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
3　メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
4　メーカーが認めた者以外の者による、住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
5　建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
6　海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
7　ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
8　火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合
9　漏水、結露等により長時間高湿度状態で放置されたことに起因する不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a）構成部品において、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。

b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。

c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換の頻度を明らかにすること。

d)住宅部品の生産中止後においても､取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。

b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 施工方法・納まり等の明確化

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の注意点、禁止事項が明らかとなっていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 優良住宅部品としての使用範囲に関する情報提供

断熱材の熱抵抗値のランク別、住宅の構造別及び地域区分※1別に、優良住宅部品として使用できる範囲並びに部位として対応する品確法※2の等級について、カタログその他の図書及びホームページにより、情報提供されること。

※1 :「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断と基準」(平成18年改正) における地域区分

※2 :「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(平成22年改訂)

3.2 基本性能に関する情報提供

内装パネルユニットに関する基本的な事項についての情報のうち一定の事項が、容易に入手できる方法により提供されること。

3.3 使用に関する情報提供

内装パネルユニットについて、一定の事項を記載した取扱説明書及び保証書が所有者に提供されること。

3.4 維持管理に関する情報提供

内装パネルユニットの専門的な維持管理の実施に関する情報のうち一定の事項が、容易に入手できる方法により維持管理者等に適切に提供されること。

3.5 施工に関する情報提供

内装パネルユニットの施工について、次の事項を記載した施工説明書が施工者に提供されること。

a) 「2.3.2 施工方法・納まり等の明確化」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

b) 品質保証に関する事項を記載した施工説明書が、施工者に提供されること。

Ⅲ. 附則

１. この認定基準（断熱改修用内装パネル（壁・天井）ユニット BLFE NU:2013）は、２０１３年４月３０日から施行する。

２. この評価基準の施行に伴い、改正前の評価基準（断熱改修用内装パネル（壁・天井）ユニット BLFE NU:2010）は廃止する。

３. この評価基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この評価基準の施行の日から３か月を超えない日までは、改正後の評価基準を適用しないものとする。

4. この評価基準の施行の日以前に既に改正前の評価基準に従って優良住宅部品認定規程第１６条第１項の認定を受けており（２. により施行の日以後に改正前の評価基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る評価基準は、優良住宅部品認定規程第２８条第１項の期間内においては、改正前の当該評価基準を適用する。

自由提案型優良住宅部品認定基準

断熱改修用内装パネル（壁・天井）ユニット（BL-bs）

解　説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（断熱改修用内装パネル（壁・天井）ユニット）」の制定内容等を補足的に説明するものである。

Ⅰ　今回の改正内容

引用 JIS 規格の更新

Ⅱ　要求事項の根拠

1. 寸法

寸法要件

パネルユニットは、断熱改修用として既存住宅の壁面又は天井面に増し貼りして使用されることから、部屋幅及び天井高の狭まりを最小限に留めるため、断熱パネル厚さは 35 ㎜以下であることを要求した。

2. 機能の確保

断熱性

断熱パネルの断熱性能は、既存住宅の壁面又は天井面に増し貼りをすることにより、有意な断熱性能の向上が図られるものであることを要求した。

3. 安全性の確保

火災に対する安全性

断熱パネルは、使用箇所に応じて求められる火災に対する安全性が得られるものであることを要求した。

4. 環境に対する配慮

環境の保全に寄与する特長を有する品目として「環境に対する配慮」の全項目を必須要求事項とした。

5. 供給者の供給体制等に係る要求事項

すべてのＢＬ部品への要求事項である。

6. 情報の提供に係る要求事項

すべてのＢＬ部品への要求事項である。